

椎の木

SHII-NO-KI

7

2018 夏号
No.177

平成30年度
第8回
通常総会



目黒の歳時記：林試の森公園（目黒区下目黒） 七夕

明治33年6月 当時の農商務省林野整理局が「目黒試験苗圃」としてスタート、その後「林業試験場」に名称を変更、林野庁の附属としてなり、昭和53年まで営々として使用されてきました。平成元年6月1日に「都立林試の森公園」として生まれ変わり開園しました。園内には珍しい植物が数多く生育しており、都会にありながら豊かな緑を感じられる場所です。東西に700m、南北に250mと細長く、外周の園路をぐるっと一周すると45分程で廻れます。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は10月10日発行予定。

Contents

平成30年度第8回通常総会	2	今から考えておきたい「墓じまい」	8
目黒税務署からのお知らせ	4	活動紹介	10
目黒都税事務所からのお知らせ	5	イベント情報	12
区役所だより	6	お知らせ／編集子／編集後記	14
健康エッセイ	7		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。



第8回 通常総会 開催

公益社団法人目黒法人会としての第8回通常総会が6月14日(木)にホテル雅叙園東京で開催されました。

議決権のある会員総数二千四百十一社のうち、委任状を含めて千三百二社が出席し、次の審議事項2議案並びに報告事項が上程されいずれも承認可決されました。

【審議事項】

第1号議案 平成29年度事業報告承認の件

第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件並びに監査報告承認の件

平成29年度事業報告承認の件
平成29年度収支決算報告承認の件並びに監査報告承認の件

【報告事項】

平成30年度事業計画書並びに収支予算書について

第2部の懇親会は、ご来賓29名、会員85名、総勢114名のご出席をいただき、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な懇親会となりました。

I. 平成30年度基本方針

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において目黒法人会を管理、運営していかなければならない。公益財団法人全国法人会総連合が新たに制定した法人会の「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を展開する。

また、目黒法人会の目的・使命を達成するため、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、目黒法人会活動の更なる活性化のために、会員勧奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される目黒法人会の確立をめざすために、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

II. 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するため

の施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施するとともに、当局及び税関連団体等とも連携しながら、e-Tax及びeLTA Xの一層の利用率向上、マイナクシートの普及拡大に努め、あらゆる機会を通じて納税者と当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、e-Tax、eLTA X普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業70%以上を目標に、より一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、

その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、各種施策の検討を進める。また、会員勧奨増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、役員一人一社以上の獲得を目標に全会一丸となった組織的な会員勧奨による会員の増強を図る。

さらに、会員紹介制度を活用し、転出会員の他法人会への継続加入推進に努めるとともに、調査部所管法人の勧奨を検討する。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

目黒法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。その際、他法人会連携による広域的開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の

充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業のニーズに合う会員企業のメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）を、関係委員会と協力して広く会員、一般に対して税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

目黒法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

広報誌「椎の木」等やホームページの充実を図るとともに、特に公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を積極的に実施する。さらに目黒法人会における有効な広報活動について検討していく。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。受託3社が共有施策

として計画する「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の推進に積極的に協力することとし、東京法人会連合会及び協力3社と連携を強化し推進を図る。

また、会員の企業価値の向上、さらには目黒法人会の社会的評価の向上の視点からも福利厚生事業を展開する。

さらに、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととし、関係委員会等と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実に努める。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭におき、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上に向けた自主点検チェックシートについては、企業の健全な発

展を目的とし、今後の活動の重要な柱のひとつに位置付け、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、地域社会への貢献を目的に、税制度なども考慮し、グローバルな課題となつていく環境問題についても、地球温暖化対策や節電対策などについて会員企業と取り組むこととし、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着を図り、中小規模事業所による自主的な取組みによる温暖化防止の実現に加えて、企業のコスト削減も図れるという二つの要素と、また事業税の減免にもつながるもので、前年度を上回る提出件数を目指し、提出の意義のPR等を行い、積極的な推進を図るとともに、職場の健康づくり支援事業を東京都と連携して取り組むほか、公益事業活動のさらなる充実を図る。

また、目黒法人会における公益事業活動のあり方や取組み等について引き続き検討を行う。

8. 青年部会・女性部会・源泉部会活動の充実

青年部会・女性部会・源泉部会の活動を活発に展開し、3部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、目黒法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税

教育、税に関する絵はがきコンクールを最重要事業のひとつとして位置付け、引き続き、租税教育、税に関する絵はがきコンクール活動や環境問題（CO₂削減問題・節電）を充実させるために、親会等との連携を図りながら、より効果的な実施運営に努め、引き続き積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

目黒税務署をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 目黒法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、目黒法人会の自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、他法人会間の連携強化・事務局充実に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除(事業承継税制)の改正について

- 事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その**非上場株式等に係る贈与税・相続税**について、一定の要件のもと、その**納税を猶予**し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の**納付が免除**される制度です。



- 平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）に加え、**10年間の措置**として、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃**や、**納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**等がされた**特例措置**（以下「特例措置」といいます。）が創設されました。

（参考）特例措置と一般措置の比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年（2018年）4月1日から 平成35年（2023年）3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年（2018年）1月1日から 平成39年（2027年）12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。

- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。
○ 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

平成30年 4 月



税務署

この社会あなたの税がいきっている

目黒都税事務所からのお知らせ



中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減 免 額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & A も掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001 (代表) まで ★

区役所だより

目黒シティラン

～健康マラソン大会～

第3回 開催決定！

目黒区民
先行受付
を開始
します

7月15日(日)から7月28日(土)まで、10kmの部において目黒区在住者
1,500人の先行受付を開始します。(応募多数の場合は抽選)



写真は駒沢通りを駆け抜けるランナーたち（第2回大会）

◆開催日時

平成30年11月25日(日) 雨天決行
8時30分 スタート(予定)

◆参加費 5,000円

◆その他受付

8月23日(木)から10kmの部一般、
2.5kmミニマラソン等の受付を開始しま
す。詳細は、大会ホームページをご覧く
ださい。 <http://meguro10k.jp/>

◆協賛企業の募集

目黒シティランにご協賛いただける企業
(団体)様を募集しています。
詳細は下記オリンピック・パラリンピッ
ク推進課までご連絡ください。

問い合わせ先：オリンピック・パラリンピック推進課 電話 03-5722-9361

ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業のご案内

目黒区では、仕事と生活の調和を図り、組織を活性化しようとする区内の中小企業等に対して、社会保険労務士を無料で派遣しています。この支援事業を活用して、働き方改革を進め、経営の効率化を図りませんか。

1 対象

目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業・その他団体

2 事業内容

- ・アドバイザー個別相談事業 <1事業所につき1回(1時間以内)>
従業員の働き方の見直しや女性従業員が活躍できる職場環境づくりなどに関する相談。
- ・アドバイザー派遣提案事業 <1事業所につき3回程度まで(1回2時間以内)>
職場環境整備の改善や、就業規則の作成などに関する提案。

※目黒区は支援事業の実施に関する謝礼のみを負担します。これ以外の経費は自己負担となります。

3 申込方法

所定の申請書を目黒区人権政策課(男女平等・共同参画センター)に郵送または持参によりお申込みください。申請書は区ホームページからダウンロードできます。

※申込期限などの詳細は、ホームページ、リーフレットなどをご覧ください。

申込み・問い合わせ

目黒区総務部人権政策課男女平等政策推進係(目黒区男女平等・共同参画センター)

電話：03(5721)8570 HP：www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/sonota/danjo/

休館日：月曜日・年末年始



目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内小学生の作品 — 税金で 笑顔あふれる 町づくり —

健康エッセイ

寝不足と
アルツハイマー病株式会社jast
会長 安田祥子

日差しが辛くなるこの季節、木陰をつくる大木も無い道路を歩きますと、塀の向こうに鮮やかな花を咲かせる百日紅を目にすることがあります。

「散れば咲き 散れば咲きして百日紅」加賀千代女の作品です。強い日差しを浴びても伸び伸びと咲く姿は熱に倦んだ身体にエネルギーを注いでくれそうです。けれど、涼風が通らない夜は寝苦しく、眠りがなかなか訪れてくれません。

一晩の寝不足でも
アルツハイマー病にリスク

「たった一晩の寝不足でアルツハイマー病のリスクが増大する」という米国立アルコール乱用・依存症研究所の研究結果が4月に発表されています。アルツハイマー病はご存知のように認知機能に重大な障害が表れる疾患です。1907年にアロイス・アルツハ

イマー博士が論文を発表し、命名された1910年当時は非常に稀な疾患でその根拠となる症例は僅か5例でした。いまや、アルツハイマー病患者は2000万人を超え世界保健機構は2050年にはこの数字が3倍に膨れ上がるとしています。日本での罹患者は世界で最も多く、厚生労働省は今後65歳以上の5人に1人がアルツハイマー病を含む認知症を患うと予測しています。

アルツハイマー病は緩やかに年単位で進行します。そのため本人は勿論、周囲の人たちも気づかず、気づいた時には認知障害が相当進んでいることが稀ではありません。

アルツハイマー病の原因と
脳の防御体制

アルツハイマー病の原因として挙げられているのはアミロイドβと呼ばれる不溶性タンパク質の凝

集、老人斑の蓄積、そして神経細胞が変化した神経原線維の出現とドミノ倒しの原因物質が脳に現れ、神経細胞の脱落によって脳が委縮し、認知に障害が生まれる疾患です。治療のための研究が日々進められています。残念ながら現時点で完治に至る有効な治療法はありません。つまり、予防に力を注ぐ必要があるのです。

ワシントン大学は慢性的な睡眠不足は脳内にアミロイドβを高濃度に蓄積させる原因となる旨発表しています。脳では多種類の細胞が適切な状態を保つために休まずに働いています。そのうちのひとつ脳脊髄液は脳に不要な物質を清掃するスタッフです。睡眠中は脳の組織間に僅かな隙間ができ、脳脊髄液はその隙間まで入り込みしっかりと掃除します。睡眠不足ではそのお掃除が円滑にできないのです。

因みに認知症の初期症状とも言われる常習的な昼間の睡魔ですが、筑波大学の研究では週3回、30分以内のお昼寝はむしろ認知症リスクの低下に有効と伝えています。

安心してお休みください

睡眠不足でアルツハイマー病リスクが増大すると聞けば眠ることに必死になり、かえって睡魔が訪れないことにもなりかねません。でも脳の中では細胞たちが恒常性を維持しようと頑張っています。

次回はその細胞達の働きを助ける食品などのお話をしますので、安心してお休みください。



株式会社jast
jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

今から考えておきたい 「墓じまい」



明石シニアコンサルティング

代表 明石 久美

最近よく耳にする「墓じまい」。

墓じまいという言葉の意味は、「今あるお墓を別の形で供養する」ということです。

実際に、祭祀承継（お墓の跡継ぎ）問題を抱えている人は多くいます。子どもがいない、嫁いだ娘達ではお墓を継ぐのが難しいなど、いろいろな事情があるからです。祭祀承継を考えると、自分の代でお墓の問題を解決しておきたい。しかし、実際に何をどう注意したらよいのかわからない、そのような方が筆者のところにも相談にいらつしやいます。

そこで今回は、いまある祖先のお墓の跡継ぎ問題と、そのお墓をどうするのか「墓じまい」についてお伝えしていきます。実際に準備対策を行う「親の目線」でお伝えしていきますが、その親が行う対策次第で子どもが困ることになるため、後を継ぐ子どもの立場としても知っておきたい情報です。

1. 祭祀承継とは

祭祀承継者は、お墓の管理や法要を行う者をいいますが、その祭祀承継者が死亡すると、祭祀財産（位牌、仏壇、墓碑、墓地など）が誰かに承継されます。一般的には、現在の祭祀承継者が指定した人ですが、この指定は、口頭でも遺言書でもできます。何の指定もない場合には、配偶者や長男が承継するケースがほとんどですが、承継の指定がなく話し合いでも決まらない場合は、家庭裁判所が決めることになります。

祭祀財産は相続財産と区別されるため、祭祀承継者になれる人は相続人に限られています。墓地管理規約などの範囲（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族など規約による）なら誰でも承継者になることが可能です。

祭祀承継者の権限はかなり強く、お墓に入れる人を決めることができます。

ます。そのため、名字の違うきょうだい、親せき、事実婚の配偶者などを入れることも可能ですし、身内でも入れない選択をすることもできます。ただし、墓地の規約に反することはできないため、規約で対象外になっている場合には、この限りではありません。

そして義務もありますので、供養をしたりお墓をきれいに保ったり、管理料などを支払ったりもしていかなければなりません。

2. 祖先のお墓をどうするかを考えておく必要性

祭祀承継者が先祖代々のお墓に入る場合、誰が次の祭祀承継者になるのかを決めておかなければなりません。供養も管理もする人のいないお墓に納骨して、その後どうするのでしょうか。

次の祭祀承継者がいたとしても、その先祖代々のお墓が家の近くではない遠い地域にある場合、祖先はその地で供養し、自分たちは自宅近くにお墓を設ける選択もできます。めったにお参りに行けない遠い場所よりも、近くにあるお墓の方がお参りしやすいのは確かです。そして、

祭祀承継者がいない場合には、先祖代々のお墓をどうするか考えなければなりません。それが「墓じまい」です。

3. 祭祀承継者がいない場合の「墓じまい」の選択肢

祭祀承継者がいない、いても継がない場合（実質的にいないに該当する場合）には、次の4つが選択肢になります。

- (1) 他の親族に承継してもらう
- (2) その墓所のまま永代供養にする
- (3) その墓地の永代供養の墓に移す
- (4) お墓（遺骨）を別の地域に移す

(1) 他の親族に承継してもらう

先祖代々のお墓の近くに親族がいるのなら、その親族に引き受けてもらうのが一番です。ただし祭祀を継ぐということは、今後、お墓の維持や供養にかかる費用の負担が伴うということです。その費用をどうするのかについても話し合っておかなければなりません。

(2) その墓所のまま永代供養にする

今あるお墓の場所（墓所）のまま、永代供養してもらええるケースが

あります。永代供養は「一定期間の供養」のため、その期間が経過したら、墓所を更地にしなければなりません。とはいえ、その場所のまま半永久的に供養してくれるケースもあります。

ちなみに、一定期間はなお寺等によりけりで、33年、もつと短い13年、中には5年、期間が自由で好きな年数というところもあります。

お寺にお墓がある場合、墓所の永代供養をそのお寺が引き受けてくれたり、「お墓のみとり」として、第三者と死後事務委任契約を結び、その人に管理してもらったりすることもできます。

どちらにしても、永代供養料のほか、一定期間後に別の場所に遺骨を移さなければならない場合には、閉眼供養（魂抜き）、墓地を更地にする費用、遺骨の移転先の供養墓への費用がかかりますので、いくらかかるのか、最終的にどの場所に移転するのかは確認すべきです。

(3)その墓地の永代供養のお墓に移す

遺骨を移すなら、同じ敷地内にある永代供養のお墓に移すのが一番です。例えばお寺にお墓がある場合、別の墓地に遺骨を移転されてしまう

と、檀家をやめる形になりお布施等が入ってこなくなります。

しかし、同じ敷地にある永代供養のお墓に移してもらえば、永代供養料が納められます。次の「(4)お墓（遺骨）を別の地域に移す」場合に比べ、手続きも少なく、お寺との関係もスムーズだからです。

(4)お墓（遺骨）を別の地域に移す

お墓（遺骨）を別の場所に移すことを「改葬」といいます。厳密には、(3)も改葬になりますが、同敷地の場合には手続きが省略されるケースが多いため、他市等へ移転する(4)のケースを改葬としています。

改葬をするには、今あるお墓の市区町村役場で改葬許可申請書をもらい、その書類に今の墓地管理者から署名等をもったり、移転先の墓地から証明書をもったりなどして、役所から改葬許可証をもらう必要があります。

いろいろと手間暇がかかるため、どうしても手元に遺骨を移したい場合には、改葬という形ではなく、「分骨する」という選択もできます。遺骨を移転する際に、一部分の遺骨を自宅近くの墓に納骨するという方法です。

とはいえ、長年経った遺骨は細菌等が付着しているため、衛生面で問題があります。そのため、市によっては条例で、遺骨を移転するには、再度火葬（つまり熱消毒）したのちに移転しなければならない場合があります。



祖先のお墓をどうするのかについては、親族も関係しますし、供養する人の気持ちにも配慮していかなければなりません。「面倒だからそのまま放置してしまえばよい」ということは絶対に避けたいものです。

「墓じまい」が、お墓を処分するニュアンスで伝えられることもありですが、そうではありません。祖先がいるからこそ今の自分達がいるわけですから、祖先の供養を、あえて次の世代の子どもたちに継がせることは親としての大切な役割であり、子どもとして受け継ぐものでもあります。とはいえ、それができない状況もあります。

ですが、「永代供養のお墓にすればお墓参りに行かなくてよいお墓」と思わないでいただきたいのです。一定期間供養してもらえると

とお墓参りは別です。そこは、子どもたちが勘違いしないよう、きちんと伝えてほしいと思います。



プロフィール



明石久美 相続・終活コンサルタント、明石シニアコンサルティング代表、これから相続コンサルネットワーク理事長。

ファイナンシャルプランナー（CFPⅠ級）、葬祭アドバイザー（他）身内が葬祭業で供養関係の知識があるため、複雑に絡み合う相続や終活の総合的なコンサルを専門家と行うほか、実務経験を活かしたセミナー・研修を全国で行っている。雑誌の監修や新聞等のコラム執筆など幅広く活動。著書も多数あり、エンディングマガジンの編集長も行っている。

一般社団法人東京法人会連合会通常総会における感謝状及び記念品贈呈式

場 所：明治記念館 開催日：6月13日



平成 29 年度東京都主税局長感謝状を受彰された青木茂会長があらためて感謝状を贈呈されました。



平成 29 年度東京国税局長表彰を受彰された下川徳雄理事があらためて感謝状を贈呈されました。（写真左から4人目）

 写真でみる
活動紹介
女性部会防犯講習会
「身近な防犯について」

開催日：5月18日
場 所：法人会館
講 師：目黒警察署ふれあいポリス統括係長 浮田 香 氏

 環境講演会 ※ウィーラプ目黒清掃活動は荒天のため中止。
代替として環境講演会が行われました。
「資源とゴミの分け方知ってる？」


開催日：4月15日
場 所：総合庁舎大会議室
講 師：目黒区環境清掃部清掃リサイクル課 課長 秋田 直弘 氏

支部税務研修共通テーマ
「平成 30 年度税制改正等について」

開催日：数字は支部
①5月22日 ②6月5日 ③5月16日 ④6月1日 ⑤5月25日 ⑥5月21日 ⑦5月31日
⑧5月29日 ⑨5月15日 ⑩5月30日 ⑪5月9日 ⑫6月4日 ⑬5月24日
講 師：目黒税務署法人審理担当上席 天野 周士 氏

普通救命技術者資格講習会



開催日：6月22日
場 所：目黒消防署
講 師：岡村 明彦 氏（当会理事）

源泉部会基礎研修会
「給与の源泉徴収事務（中級編）」

開催日：6月22日
場 所：法人会館
講 師：目黒税務署源泉審理担当上席 七澤 満里子 氏

新設法人説明会



開催日：6月26日
場 所：目黒税務署
講 師：目黒税務署 法人・源泉審理担当

昨年の阿波踊り練習風景



★どなたでも、何回目からでもご参加いただけます！！

目黒優中会講演会
「大相撲よもやま話」



開催日：6月27日
場 所：ホテル雅叙園東京
講 師：元NHKエグゼクティブアナウンサー 杉山 邦博 氏

第13支部防犯講習会
「新たな振込め詐欺の傾向とその対策等について」



開催日：6月26日
場 所：東興華空間
講 師：碑文谷警察署防犯係署員

平成29年度社会貢献事業ご協力企業

(平成29年4月～30年3月)

使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々

(株)旭ネームプレート製作所	(株)北原電気商会	(有)鈴木瓦店	堀井商事(株)
(株)石福	協栄興業(株)	高橋和美	(有)本富
(有)漆原商店	(有)久保ビル	高橋邦彦	安原道子
江戸の良さを見なおす会	(株)グランリーブル	(株)東式企画	やまう(株)
オーサワジャパン(株)	(株)光運社	西山商店他多数	山下寝具(株)
小川エステート(株)	シリー・ド フォーム営業所	(株)フィール・アド	
(株)金子商事	(有)信栄パートナーズ	フヨウ調査設計(株)	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。お持ちいただいた方で、もし上記に記載漏れのあった方がいらっしゃいましたら深くお詫びいたします。
法人会では使用済み切手、書き損じはがき等を集めています。少量でも構いません。
事務局にお持ちいただくか、お電話いただければ、大量でなければ受取りにお伺いいたします。
使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐるボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理され、専門業者により換金されたのち、車いす購入等ボランティア事業の資材購入のために利用されます。



第 55 回目黒区民まつり（租税教室） （税金クイズ等） （誰でも参加自由）	7月28日(土)～29日(日) 10時～17時	目黒区民センター (目黒区目黒 2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1 億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施
第 53 回 中目黒阿波踊り (目黒法人会連 として参加)	8月4日(土) 18時演技開始 (誰でも参加自由)	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・踊り手、楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いの方を募っています ・阿波踊り参加の方には別途練習会を行っています。
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会	8月6日(月) 18時～20時 (誰でも参加自由)	目黒法人会館	・講師・アシスタント養成のための実技体験及び参加者互師指導等
平成30年度目黒区 キャリアアップ 支援講座 「初歩からスタート 」3級簿記講座」 15回シリーズ (誰でも参加自由)	9月 5日(水)・7 日(金)・12日(水) 14日(金)・19日(水)・21日(金) 26日(水) 10月3日(水)・5 日(金)・10日(水) 12日(金)・17日(水)・19日(金) 24日(水)・28日(金) いずれも 18時30～20時30分	目黒区中小企業センター 5 階会議室 (目黒区民センター内)	経理事務に役立ちます。 経理関連書類を読むことができます。 11 月の日商簿記検定試験合格をめざします。 ・講師 税理士 西 ゆかり 氏 ・参加費 10,800円 (教材テキスト2冊、消費税含む)
第 42 回 目黒区民まつり (SUN・さんまつり) (税金クイズ等)	9月16日(日) 10時～16時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒 2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1 億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施
上級救命技術者 資格講習会 (更新) (誰でも参加自由)	10月19日(金) 18時～	目黒消防署 4 階研修室	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講すると A E D (自動体外式除細動器) の操作、心肺蘇生法などを含めた「上級救命技術者資格」が更新取得できます。
第 24 回 めぐる 童謡コンサート (税金クイズ等)	11月11日(日) 13時開演 入場券1,000円(当日券) 800円(前売券) (誰でも参加自由)	めぐろ パーシモンホール 大ホール	・区立げっこはらこども園 ・区立大岡山小学校 ・目黒日本大学中学校・高等学校 (旧：日出学園中学校・高等学校) ・童謡クラブ 萩の会 ・鳥取県わらび館 ・山尾 純子氏(うた) ・野口 慶子氏(ピアノ) ・特別出演 芹 洋子 氏
上級救命技術者 資格講習会 (新規・更新) (誰でも参加自由)	11月16日(金) 9時～17時	目黒消防署 4 階研修室	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京消防庁から技能認定書(3年間有効)が交付

※公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

※他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX : 3712-8829 TEL : 3712-9588 E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月29日(水)13時30分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に)をご覧ください)
	10月18日(木)13時30分		
	12月13日(木)13時30分		
	2月13日(水)13時30分		
	4月18日(木)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	8月28日(火)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問）主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	9月20日(木)14時		
	10月16日(火)14時		
	11月20日(火)14時		
	12月11日(火)14時		
15 時間で マスターする はじめての経理実務 (誰でも参加自由)	7月6日(金)14時	目黒法人会館 2 階会議室	経理実務手続きについて、1 年間の業務スケジュールをイメージしながら実例を通して学ぶことができる講座。実務に即した書類作成の疑似体験ができます。 (受講の際は、電卓、筆記用具を必ずお持ち下さい)
	7月13日(金)14時		
	7月20日(金)14時		
	7月27日(金)14時		
	8月3日(金)14時		
	8月10日(金)14時		
中目黒阿波踊り 「目黒法人会連」 練習会 (誰でも参加自由)	第6回7月11日(水)18時～20時	上目黒3丁目町会会館	・8月4日(土)午後6時より中目黒駅周辺において「中目黒阿波踊り」が開催されます。 ・目黒法人会は「目黒法人会連」にて、参加しています。 ・阿波踊りの練習会を開催していますので、是非ご参加ください
	第7回7月18日(水)18時～20時	上目黒3丁目町会会館	
	第8回7月23日(月)18時～20時	目黒信用金庫本店	
	第9回7月25日(水)18時～20時	上目黒3丁目町会会館	
	第10回7月30日(月)18時～20時	目黒信用金庫本店	
	第11回7月31日(火)18時～20時	上目黒住区センター	
防犯講習会 (第9支部主催) (誰でも参加自由)	7月13日(金)18時～	目黒法人会館 2 階会議室	・テーマ：最近の犯罪状況と防犯について ・講 師：碑文谷警察署 生活安全課長
普通救命技術者 資格講習会 (新規・更新) (誰でも参加自由)	7月20日(金)18時～	目黒消防署 4 階研修室	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED（自動体外式除細動器）の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
大人気 社長業の 終活セミナー (誰でも参加自由)	7月26日(木)15時～	目黒法人会館 2 階会議室	社長業の終活の成功例・失敗例 社長業終活を考える上で必要なこと 社長業終活計画を作成してみよう 講師：幾島 光子氏 (株)経営承継 代表
第 55 回目黒区 商工まつり 経済講演会	7月27日(金)18時～ (誰でも参加自由)	目黒区民センター 大ホール	・テーマ：どうなる日本！ 日本経済の明日を読む ・講 師：須田 慎一郎 氏 フリー・ジャーナリスト 作家

お知らせ

第53回「中目黒阿波踊り」目黒法人会連参加者募集 及び 練習案内

練習：7月23日(月) 25日(水) 30日(月) 午後6時～8時

場所：月曜日：目黒信用金庫本店 4階集会室

水曜日：上目黒3丁目町会会館

本番に向けて阿波踊りの練習を上記のように開催いたします。

参加ご希望の方は練習会場にお越しください。

本番：日時 平成30年8月4日(土)

午後6時より演技開始

場所：東急東横線中目黒駅（目黒銀座商店街）周辺

※本番当日は目黒銀座通り小幡歯科前に目黒法人会特別見学席を設けておりますので、気軽にお立ち寄りください。



第42回「目黒区民まつり(目黒のSUNまつり)」税PRブースのご案内

目黒区の友好都市・宮城県気仙沼市から届く 5,000 匹の新鮮なさんまの炭火焼きを楽しみに、目黒川沿いにぐーりと長い行列ができます。目黒税務連絡協議会では専用ブースを設け、「税金に関するクイズ」「1億円の重さ体験」等、楽しく、ためになる税に関する様々なPRを行います。毎年老若男女たくさんの方に来ていただいております。ぜひ足をお運びください。

日時：平成30年9月16日(日) 午前10時～午後3時頃

場所：目黒区民センター及びその周辺



上記についてのお問合せ・申し込みは事務局へ

Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

編集子 中小企業のおかみさんたち

女性の階層分けの本を読んだ（橋本健二『新・日本の階級社会』2018年、講談社現代新書）。女性を17のグループに分け、どういう順かわからないが一番目に「中小企業のおかみさんたち」という階層が存在する。彼女らは、夫が経営する従業員29人以下の企業で、取締役などの形で直接経営に携わっている。世帯平均収入は二番目に多く、三番目以下のグループを引き離している。「生活に満足している」「幸せだ」と感ずる人はかなりの比率を占め、与党支持率は断トツに高い。なるほどその通りと思うのは、彼女らが私た

ちと日常ほぼ一緒に行動しているお姫様たちだからである。
このお姫様たちは、『男性は外、女性は家庭』とは思わない」という問いに反対する人が50%と各グループの真ん中くらい。「家事や育児は女性の方が向いているとは思わない」に反対する人は28%とかなり下の方である。私たちのお姫様は、きわめて保守的であるとも言えるし、絶妙なバランス感覚で進歩的触角を隠し持っているとも言える。会社に危ない橋は渡らせないが、聞く耳はあるという有難い存在かもしれない。
ところで、お姫様の老舗デイズニーでは十二人のお姫様が公認されていて、白雪姫やシンデレラなど、ひたすら王子様を待つタイプから、「アナと雪の女王」のように王子様と一緒に戦うタイプに変化しているという。私たちのお姫様たちは、デイズニーよりずっと前から一緒に戦ってくれている。有難うございます。

（田島順一郎）

編集後記

今回初めての編集長を無事に終えることができました。出来上がった広報誌を見るたびに法人会って行事をたくさんやってるんだなあ、と思います。ぜひ皆さんも広報誌をご覧になって様々な行事に参加してみてください。きっと新しい発見を得られることでしょう。

原田 茂和

お詫び（訂正）

前号（4月号）12頁第3支部の項 2社目・会社名と代表者名に誤植がありました。
社名「㈱マイソアルビジョン」↓（正）「㈱マイリアルビジョン」
代表者名「奔保 彰」↓（正）「奔保 彰良」
関係者の皆様にお詫びし訂正いたします。

公益社団法人
目黒法人会会員公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

PartyPlan

2018.04.01 - 2019.03.31

(12月-1月除く)

歴史ある美術館のような空間で、お客様をおもてなしする贅沢な時間。

ホテル雅叙園東京が世界に誇る“美術の殿堂”を舞台に唯一無二のパーティーを。

Offering a luxurious time—while welcoming guests in a historic space, like an art museum.



Party Plan お料理プラン

立食buffetを
着席buffetに変更
1名様 + ¥500

A Plan

1名様 ¥13,000

【正餐】西洋料理・中国料理・日本料理・折衷料理 より選択
【立食】西洋料理・中国料理・日本料理・折衷料理 より選択

B Plan

1名様 ¥10,000

【正餐】西洋料理・中国料理・日本料理・折衷料理 より選択
【立食】西洋料理・中国料理・日本料理・折衷料理 より選択

C Plan

1名様 ¥8,000

【正餐】西洋料理・中国料理・日本料理 より選択
【立食】西洋料理・中国料理・折衷料理 より選択

D Plan

1名様 ¥7,000 平日限定

【正餐】西洋料理・中国料理 より選択
【立食】折衷料理



Beverage Plan フリーフロープラン

Premium Plan

1名様 ¥4,000 乾杯用シャンパン付

ビール・ワイン(赤・白)・焼酎・ウイスキー・日本酒・紹興酒・
カクテル・烏龍茶・緑茶・オレンジジュース・クラブソーダ

Basic Plan

1名様 ¥2,000

ビール・ワイン(赤・白)・烏龍茶・緑茶・オレンジジュース

⊕ 500円でワンドリンクアイテム追加

上記料金には2時間の室料・基本設備料・消費税・サービス料が含まれております。

※プラン適用人数/正餐20名様より プッフェ30名様より



ホテル雅叙園 東京
HOTEL GAJOEN TOKYO

ご予約・お問合せ
〔営業部〕(9:00-18:00)

Tel. 03-5434-3860
資料請求、ご予約ご相談は sales@hotelgajoen-tokyo.com

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1
Tel. 03-3491-4111 (代表)
www.hotelgajoen-tokyo.com
目黒駅より徒歩3分



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

 **AIG損害保険株式会社**

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9113